

令和 7 年 度

## 大津町議会の概要

### 熊本県菊池郡大津町議会

〒 8 6 9 - 1 2 9 2

熊本県菊池郡大津町大字大津 1 2 3 3 番地

議会事務局（直通） 0 9 6 - 2 9 3 - 8 9 8 9

F A X （直通） 0 9 6 - 2 9 3 - 3 1 3 0

## 位置と地勢

大津町は熊本市の東方約 19 km、阿蘇山との中間に位置し、別府・阿蘇・雲仙などの国際観光ルートの路線上にあります。阿蘇外輪山西部に広大な山林、原野地帯とそれにより、ゆるやかな傾斜をなして広がる北部畑地帯、阿蘇山を源として東西に貫流する白川の豊かな流れによって南部平野は肥沃な水田地帯を形成しています。

面積 99.10 km<sup>2</sup>、人口 36,522 人（令和 7 年 6 月 1 日現在）の大津町は、国道 57 号（長崎～雲仙～大分）と国道 325 号（久留米～阿蘇～延岡）が縦横断し、阿蘇くまもと空港、九州縦貫自動車道・熊本 IC を近くに擁する交通条件に恵まれた田園産業都市です。

◆ 位置：東経 130 度 50 分 10 秒 北緯 32 度 50 分 07 秒

海拔 115.5 m

◆ 広 さ：東西 13 km 南北 11 km 周囲 54 km

◆ 面 積：99.10 km<sup>2</sup>



# 夢と希望がかなう 元気大津

守ろう 大津の宝  
磨こう 大津の宝  
創ろう 大津の宝

町章



|    |      |
|----|------|
| 町鳥 | ほおじろ |
| 町花 | つつじ  |
| 町木 | 杉    |

平仮名の「つ」（大津）の円型に、大津町が県下のつつじの名所であるところから、つつじの花びら（「大」を象徴して）を取り入れたもの。

## おおづの歴史

「おおづ」は戦国期肥後の豪族合志氏の支配下に属し、その支族大津十郎義兼が東嶽城（現在の日吉神社）を築き、城下に集落を形成したので「大津」の地名が生じたと伝えられています。

天正15年（1588年）加藤清正が肥後の領主として入国、大津上井手、下井手の開さくに着手、没後細川氏により完成。1,300町歩に及ぶ一大穀倉地帯となりました。江戸期細川藩参勤交代の宿場町となり肥後と豊後を結ぶ豊後街道の要衝として栄え、近隣52村余りを統括する藩役所大津手永会所が設けられ、政治・経済文化の中心となり、今日の基礎が築かれました。

（昭和31年近隣6ヶ町村が合併して、現在の大津町が誕生）

## 大津町の概要

1. 町村合併 昭和31年8月1日  
大津町・瀬田村(分村)・阿蘇郡錦野村(分村)  
陣内村・平真城村・護川村(分村)

2. 人口 36,522人  
男 18,442人  
女 18,080人  
(令和7年6月1日現在住民基本台帳人口)

3. 世帯数 16,949世帯

4. 世帯数と人口の推移 (単位：人)

|       | H 7    | H 1 2  | H 1 7  | H 2 2  | H 2 7  | R 2    |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 世帯数   | 8,187  | 9,137  | 9,907  | 11,478 | 12,705 | 14,165 |
| 人 口   | 26,376 | 28,021 | 29,107 | 31,234 | 33,452 | 35,187 |
| 男     | 12,751 | 13,573 | 14,162 | 15,397 | 16,467 | 17,449 |
| 女     | 13,625 | 14,448 | 14,945 | 15,837 | 16,985 | 17,738 |
| 1世帯平均 | 3.22   | 3.07   | 2.94   | 2.72   | 2.63   | 2.48   |

※国勢調査資料より

- 産業分類別人口 (単位：人、%)

|       | H 1 2 |      | H 1 7 |      | H 2 2 |      | H 2 7 |      |
|-------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|
| 第1次産業 | 1,459 | 10.7 | 1,483 | 10.3 | 1,294 | 8.7  | 1,241 | 6.8  |
| 第2次産業 | 4,863 | 35.6 | 4,820 | 33.6 | 5,078 | 34.2 | 5,402 | 29.7 |
| 第3次産業 | 7,289 | 53.4 | 7,993 | 55.7 | 8,272 | 55.7 | 9,382 | 51.6 |

※国勢調査資料より

5. 土地利用の状況 (単位：ha)

|       | 田   | 畑     | 山林    | 宅地  | 原野  | その他   | 計     |
|-------|-----|-------|-------|-----|-----|-------|-------|
| H 2 4 | 951 | 1,813 | 3,507 | 896 | 872 | 1,870 | 9,909 |
| H 2 5 | 950 | 1,805 | 3,507 | 900 | 872 | 1,875 | 9,909 |
| H 2 6 | 954 | 1,795 | 3,500 | 897 | 872 | 1,891 | 9,909 |
| H 2 7 | 960 | 1,782 | 3,350 | 900 | 969 | 1,949 | 9,910 |

※各年度の固定資産概要調書より

# 大津町議会の概要

## 1. 議員定数

| 条例定数                   | 現在数 |
|------------------------|-----|
| 16人                    | 16人 |
| 任期：令和7年3月1日～令和11年2月28日 |     |

## 2. 議長・副議長の任期 4年

## 3. 委員会・特別委員会

| 委員会名        | 定数     | 任期 |
|-------------|--------|----|
| 総務常任委員会     | 6人（5人） | 4年 |
| 経済建設常任委員会   | 5人（5人） | 4年 |
| 文教厚生常任委員会   | 5人（5人） | 4年 |
| 議会運営委員会     | 6人     | 4年 |
| 議会広報編集特別委員会 | 5人     | 4年 |

（ ）内は実数

## 4. 党派別議員数 (R7年5月9日現在、単位：人)

| 党派<br>年齢 | 無所属 | 公明 | 共産 | 計  |
|----------|-----|----|----|----|
| 30～39    | 2   |    | 1  | 3  |
| 40～49    | 2   |    |    | 2  |
| 50～59    | 4   | 1  |    | 5  |
| 60～69    | 3   |    |    | 3  |
| 70歳以上    | 3   |    |    | 3  |
| 合計       | 14  | 1  | 1  | 16 |

平均年齢 54.9歳

## 5. 在職年数別

(単位：人)

| 区分 | 1 期 | 2 期 | 3 期 | 4 期 | 5 期 | 6 期 | 7 期 | 計  |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 男  | 4   | 5   | 2   | 2   | 0   | 0   | 1   | 14 |
| 女  | 1   | 0   | 1   | 0   | 0   | 0   | 0   | 2  |
| 計  | 5   | 5   | 3   | 2   | 0   | 0   | 1   | 16 |

## 6. 議員報酬等

(単位：円)

| 区 分                       | 報酬月額          | 町長との比率    | 三役等の給料月額       |               |
|---------------------------|---------------|-----------|----------------|---------------|
| 議 長                       | 3 4 4 , 9 0 0 | 4 1 . 5 % | 町 長            | 8 3 0 , 0 0 0 |
| 副 議 長                     | 3 1 3 , 2 0 0 | 3 7 . 7 % | 副 町 長          | 6 3 8 , 0 0 0 |
| 常任委員長                     | 3 0 1 , 3 0 0 | 3 6 . 3 % | 教 育 長          | 5 8 3 , 0 0 0 |
| 議運委員長                     | 3 0 1 , 3 0 0 | 3 6 . 3 % |                |               |
| 議 員                       | 2 9 3 , 9 0 0 | 3 5 . 4 % |                |               |
| 費用弁償                      | 2 , 6 0 0     | 監査委員報酬    | 7 , 1 0 0 （日額） |               |
| 期末手当（加算率 1 5 %）           |               |           |                |               |
| 6 月 1 2 5 % 1 2 月 1 2 5 % |               |           |                |               |

## 7. 令和 6 年議会開催状況

| 区 分 | 会 期 日 数 |      |      |      |      |
|-----|---------|------|------|------|------|
|     | 開催月     | 本会議  | 委員会  | 休 会  | 計    |
| 定例会 | 3 月     | 6 日  | 5 日  | 8 日  | 19 日 |
|     | 6 月     | 5 日  | 1 日  | 3 日  | 9 日  |
|     | 9 月     | 5 日  | 4 日  | 6 日  | 15 日 |
|     | 12 月    | 5 日  | 1 日  | 3 日  | 9 日  |
| 臨時会 | 3 回     | 3 日  | 0 日  | 0 日  | 3 日  |
| 合 計 | 7 回     | 24 日 | 11 日 | 20 日 | 55 日 |

## 8. 議会事務局職員数

4 人 (内 1 人兼務・監査委員書記)

## 9. 会議録

全文記録・SD・業者委託 (本会議のみ)

## 議会費の内訳

(単位：千円)

| 区 分                |       | 令和５年度<br>当初予算 | 令和６年度<br>当初予算 | 備 考                                                |
|--------------------|-------|---------------|---------------|----------------------------------------------------|
| １．報 酬              |       | ４９，７０３        | ４９，７０３        | 議長・副議長<br>委員長・議員                                   |
| ２．給 料              |       | ８，２３８         | ７，４３１         | 職員２名分                                              |
| ３．職員手当等            |       | １７，０８９        | １６，３８５        | 議員期末手当等                                            |
| ４．共 済 費            |       | １８，０８５        | １６，８５４        | 議員・職員共済等                                           |
| ７．報 償 費            |       | １００           | １５０           | 議員研修講師謝礼                                           |
| ８．旅 費              |       | ５，１０７         | ８，２３２         | ・費用弁償<br>・特別旅費                                     |
| ９．交 際 費            |       | ２００           | ２００           | 議長交際費                                              |
| 10．需 用 費           |       | ４，３３９         | ４，７５５         |                                                    |
|                    | ７７３   | １，００１         | １，２４９         | 書籍代等                                               |
|                    | ６５    | ６５            | ６５            | 研修時土産代等                                            |
|                    | ２，８５６ | ３，２７３         | ３，３６５         | 議会だより印刷製本費等                                        |
| 11．役 務 費           |       | １，１８０         | １，２００         | タブレット端末通信費                                         |
| 12．委 託 料           |       | ４，４１９         | ４，８２４         | ・行政バス運転業務委託<br>・筆耕反訳料<br>・インターネット議会配信<br>・議場設備保守点検 |
| 13．使用料及び<br>賃借料    |       | ５６１           | ５６８           | ・車等借上料<br>・議会複合機借上料<br>・ウェブマガジン使用料<br>・ファイル共有システム  |
| 17．備品購入費           |       | ２００           | ２００           | ・図書備品                                              |
| 18．負担金、補<br>助及び交付金 |       | １，６８５         | １，６９５         | ・県町村議長会負担金<br>・各種負担金                               |
| 合 計                |       | １１０，９０６       | １１２，１９７       |                                                    |

|         | 令和５年度当初予算  | 令和６年度当初予算  |
|---------|------------|------------|
| 一般会計予算  | １６，８１５，６１７ | １８，５８４，９２６ |
| 議会費との比較 | ０．６６％      | ０．６％       |

## 議会だよりの発行状況

第 1 号（創刊号）の発行年月日：平成 9 年 8 月 1 5 日

最新号：第 1 1 0 号 令和 7 年 1 月 1 5 日発行

年 4 回発行

平均 2 0 ページ

発行部数：約 1 4 , 5 0 0 部

議会広報編集特別委員会委員・・・5 人

議員の中から希望者を募り選任

編集方針

- (1)開かれた議会をめざして、できる限り大津町議会のありのままを町民の皆さんに伝えるよう努力する。
- (2)文章は、できるだけわかりやすく、やわらかくする。
- (3)「読ませる広報」から「見る広報」を追求する。写真を多く使用する。
- (4)議会や行政用語は、できるだけわかりやすくする。

## 大津町議会運営状況

| 議会運営事項                        | 大津町議会の状況                                                |
|-------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 1. 議会の招集日は、町長と議長が協議して定めているか。  | 町長と議長が協議の上決定している。                                       |
| 2. 議員に対する議会の招集通知は、議長名か、町長名か。  | 議長名。                                                    |
| 3. 欠席する場合の欠席届は、励行されているか。      | 文書や電話連絡などで行われている。                                       |
| 4. 開議時間は、守られているか。             | 守られている。<br>午前10時から午後5時まで                                |
| 5. 執行機関に対する議会への出席要求は文書か、口頭か。  | 文書で要求し文書で回答されている。                                       |
| 6. 議案の送付時期は、いつか。              | 開会日の3日前迄に送付することを原則としている。                                |
| 7. 諸般の報告と行政報告はどちらを先に行っているか。   | 諸般の報告（議長）の後、行政報告（町長）があれば行う。                             |
| 8. 議会運営委員の構成は、どうなっているか。       | 各常任委員会から2名の6名で構成し、委員長等は互選。（議長も出席）                       |
| 9. 議会運営委員会の開催の回数              | 定例会毎の年4回を原則としている。<br>（議長の諮問のため必要に応じて開催する。）              |
| 10. 一般質問の通告締切はいつか。期限は守られているか。 | 議会運営委員会の前日（正午）まで。<br>期限と時間は守られている。<br>3月定例会は町長施政方針後の締切。 |
| 11. 一般質問の制限時間を決めているか。質問回数は。   | 制限時間は答弁を含めて60分。<br>質問は登壇して3回まで。<br>（2回目以降は質問席から）        |
| 12. 一般質問に対する関連質問は、制限しているか。    | 認めていない。                                                 |
| 13. 質疑と討論は区別して行っているか。         | 区別している。                                                 |
| 14. 請願・陳情書の受理締切は。             | 議会運営委員会の前日の正午を原則としている。                                  |

| 議会運営事項                          | 大津町議会の状況                                            |
|---------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 15. 請願・陳情書の受理番号の整理はどのように行っているか。 | 請願・陳情書受付簿により提出日順に番号を取る。(議運で配付のみとなったものは番号を付けない。)     |
| 16. 請願・陳情の審査結果を請願者に通知しているか。     | 通知している。                                             |
| 17. 監査委員からの結果報告は、どう取り扱うか。       | 議席に配付し、諸般の報告として取り扱う。                                |
| 18. 全員協議会の開催はどう取り扱っているか。        | 町長の開催依頼により議長が招集する。(議会独自の開催も行う。)                     |
| 19. 全員協議会の費用弁償は。                | 支給している。                                             |
| 20. 決算特別委員会の設置は。                | 設置していない。<br>各常任委員会に分割付託。                            |
| 21. 議員報酬・費用弁償の支給方法は。            | 各議員の金融機関口座に振り込む。                                    |
| 22. 公費による昼食・夕食は。                | 昼食・懇親会費は議員の自費で行っている。執行部との懇親会も会費制。                   |
| 23. 委員長報告等の作成はどのようにしているか。       | 各委員会とも担当課が要点を記録し、議会事務局に提出。事務局での整理後、委員長が作成され本会議で報告。  |
| 24. 委員会の調査・研修(先進地)は行っているか。      | 各常任委員会で年1回(予算100千円/1人当)実施。<br>議運も年1回(予算19千円/1人当)実施。 |
| 25. 町独自の議員研修は。                  | 年1～2回。議会の活性化、人権問題研修、地方分権問題など。                       |
| 26. 議会開催日は、町民に知らせているか。          | ホームページへの掲載、町防災無線での放送、からいもくんメール及びLINEの送信。            |
| 27. 議会広報の発行は。                   | 議会広報「おおづまち議会だより」を年4回発行している。                         |
| 28. 会議録の調製終了期間は。                | 約2カ月(2回校正)                                          |

